

行旅病人救護・行旅死亡人取扱法規とその運用実態 - 日露戦後の福島県における事例から -

The administrative rescue and treatment of persons dying on the street
in Fukushima Prefecture after the Russo-Japanese War

竹永 三男
Mitsuo TAKENAGA

要旨

「行き倒れ」人（行旅病人・行旅死亡人）の行政的救護・取扱に関しては、1899年の法律第93号「行旅病人及行旅死亡人取扱法」によって体系化され、これを承けた内務省令と各府県規則によって、具体的な手続きとその指針が確定された。本稿は、福島県行政文書等の中の関係文書を素材として、内務省令と福島県規則の対照により救護・取扱法規の実際を確認した上で、行旅病人・行旅死亡人が発生した場合におけるそれらの法規の運用実態の紹介を通して、日露戦後の行旅病人・行旅死亡人の実際とその背景を検討するものである。

キーワード：行き倒れ、日露戦後、福島県、行旅病人及行旅死亡人取扱法

はじめに

『官報』には、「行旅死亡人」情報の「公告」欄が設けられている。ここに言う「行旅死亡人」とは、1899年に制定され、若干の字句修正と条文削除をうけて今日も現行法としてある「明治三十二年法律第九十三号 行旅病人及行旅死亡人取扱法」（1899年3月27日公布、7月1日施行）において「行旅中死亡シ引取者ナキ者」及び「住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人」と規定されているものである（同法では「行旅病人」は、「歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」と規定されている）。『官報』に掲載されたこの「行旅死亡人」情報の中、1947年5月3日の日本国憲法施行日以降の記事については、独立行政法人国立印刷局が開設している「官報情報検索サービス」によってウェブ上で検索することができる。今、これを1947年5月3日から2008年2月15日（本稿執筆日）に至る60年9ヶ月余の間に、この「行旅死亡人」をキーワードとして検索すると、該当件数は20,543件と表示される。これをさらに、直前の2月12日～15日の4日間について当該記事を開覧すれば、12日5人、13日なし、14日4人、15日3人、合計12人、1日平均3人の行旅死亡人

情報が得られる（12人の死因別内訳は、縊死4人、溺死2人、轢死1人、凍死1人、公園等での死亡2人、白骨化のため不明2人である）。従って、ごく単純にこれを先の総件数に乗ずれば、61,629人となるのである。G7の一国として「先進資本主義国」の一角をなす日本の、これが戦後社会の全過程を今日現在まで貫いている現実である。既に10年近く前に上畑恵宣は、『官報』の行旅死亡人情報と大阪市立大学の調査資料をもとにこの実態を提示した上で、現代日本で「行旅死亡人」が増加している背景として、不安定な日雇い労働、失業時の保障の欠如、生活保護の適用制限など労働と福祉に関わる問題を挙げている（上畑恵宣1999年）。「ホームレス」と呼ばれる人々の厳しい現実があり、「ワーキング・プア」の増加に端的に示されるように社会的格差が拡大している中で、「行き倒れ」（行旅病人・行旅死亡人）の問題の深刻さは、今後も続いていくとみなくてはならないであろう。

一般に「行き倒れ」と言われるこの行旅病人・行旅死亡人について、筆者は、明治維新後の関係法制の変遷を概観した上で、福島県行政文書（福島県歴史資料館所蔵）に基づいて、日露戦後における行旅病人・行旅死亡人の実態とその救護・取扱実態の概要を提示・検討した（竹永三男2008年）。そこで述べたように、「行き倒れ」の歴史的研究は、近世史研究では、「行き倒れ」人の構成と発生原因、「行き倒れ」発生時の町・村における救護・取扱慣行とその手続き、幕藩領主側の対応法制とその運用システム、「行き倒れ」て死んだ人々の扱いにおける賤民身分の役割などの諸点について年来の蓄積をもっているのに対し、近現代史研究の側では、滝尾英二が植民地朝鮮における行旅死亡人の分析を進めているほかは専論がないように思われる（滝尾英二1999年）。本稿では、前掲拙稿を前提として、ここでは省略した、内務省・府県の行旅病人救護・行旅死亡人取扱法規運用規則の条文を紹介し、併せて日露戦後の福島県において同法規の運用の中で作成された県・市町村の行政文書に基づき、当該時期の行旅病人・行旅死亡人の実際を提示するものである。

1．近現代日本における行旅病人救護・行旅死亡人取扱法規の体系とその条文

明治維新後に制定された行旅病人救護・行旅死亡人取扱法規の骨格をなす太政官布告・法律は、明治4年（1871）6月17日の太政官布告（第二百九十）、これに代わる「明治十五年太政官布告第四十九号 行旅死亡人取扱規則」（1882年9月30日）、さらに同布告に代わる前掲の「明治三十二年法律第九十三号 行旅病人及行旅死亡人取扱法」である。

この中、一部修正・条文削除の上で今日に続く「行旅病人及行旅死亡人取扱法」は、「明治三十二年勅令第二百七十七号 行旅病人行旅死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」、「明治三十二年内務省令第二十三号 行旅病人行旅死亡人同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件」、「同第二十四号 外国人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件」ほかと併せて、世紀交代期以降の行旅病人救護・行旅死亡人取扱の法令

体系を構成していた。そして、北海道庁府県（以下、府県と略記）では、この法令体系に準拠した訓令によって行政的対応方法を定めた規則を制定したのである。

今、この法令体系の中、その運用に際して骨格をなす内務省令第二十三号と、これに対応する府県規則（福島県訓令）について、それぞれの関連条文の対照表を作成して示すと、稿末の【別表】のとおりである。見られるように、内務省令では、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」における行旅病人・行旅死亡人の規定を補う行旅病人に準ずる者の規定を行ったのち（第1条）、行旅病人救護後の扶養義務者・家族への通知等（第2条）、通知を受けた扶養義務者・家族による行旅病人引取（第3条）、留置救護不要行旅病人の扶養義務者・家族への送還（第4条）、引取者のいない行旅病人の指定公共団体（府県）への通知と指定公共団体による救護（第5条）、行旅病人の救護の委託とその費用弁償（第6条）、救護費用の弁償請求と弁償不能の場合の府県による代替弁償（第7条、第8条）、行旅病人・行旅死亡人の公署掲示場への告示（第9条）、行旅死亡人の相続人・扶養義務者・家族への通知（第10条）、行旅死亡人の相続人・扶養義務者への取扱費用請求（第11条）、行旅死亡人の遺留金銭等による取扱費用弁償（第12条、第13条）、行旅病人等の救護・取扱費用の中で市町村費による繰替可能費目（第14条）、船車内での行旅病人・行旅死亡人とその所有物件等の取扱方法（第15条）、条文中の市町村長・市町村の準用（第16条）など、救護・取扱経費の負担方法を中心に規定している。一方、福島県訓令では、この内務省令を承けて、より具体的規定を行っているが、中でも注目されるのは行旅病人に対する「尋問調書」の作成（第1条）、行旅病人救護・行旅死亡人取扱の費用限度額（第15条、第16条）である。とくに「尋問調書」は、【別表】からも分かるように、不幸にして「行き倒れ」た人々が、どのような境遇・事情から出郷して各地を流浪し、どのような経過を経てその地で「行き倒れ」るに至ったのかを、当人の肉声で確認することができる貴重な記録であり、『官報』『公告』欄の行旅死亡人記事からは窺い知れない具体的事情を把握できるものである。

以下、次節では、実際に発生した行旅病人・行旅死亡人の事例に即して、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」とこの内務省令及び福島県訓令に基づく救護・取扱の実際を検討してみよう。

2．日露戦後の福島県における行旅病人救護・行旅死亡人取扱の事例

本節で利用する史料は、福島県歴史資料館所蔵『明治四十年 第一種庶第十三号 行旅病死二関スル書類 冊ノ内第一号』『同第二号』（福島県）である。以下、この史料から、行旅病人の救護、出郷事情など「行き倒れ」に至る経過と背景、行旅死亡人の取扱の実際などについて、具体的事例を挙げて紹介する。

史料引用に際しては、個人名など一部を により伏せ字とし、句読点を補った。

[]内は竹永の注記である。文意不通の箇所も原文のままとしたが、一部修正したところもある。

行旅病人救護の実際事例（救護地は福島県双葉郡苅野村）

一明治三十九年十一月廿五日、命ニ依リ大字立野字古堤ノ現場ニ出張シタリ然ルニ、病人八重症ニシテ歩行相成難ク路傍ノ伏臥シ居タルヲ以テ、原籍住所ヲ尋問セシニ本籍ハナク、又住所ハ一定セズ、人ニ食ヲ乞テ所ヲ徘徊シタルモ、二日以前ヨリ病氣甚シク歩行スルコト能ハス、茲ニ蟄伏シ食事ヲナサズト答ヒ、又氏名年齢扶養者ノ有無徘徊セシ地名等尋問セシニ、キン年八六十七ニシテ幼少ノ時不明ノ地ニ於テ父母二分レタルヲ以テ父母兄弟モナク、徘徊セシ地名モ不明、只北方ヨリ来レリト答フルノミ。医師ヲ招キ応急ノ手当ヲナシ、人夫ヲ雇ヒ小屋ヲ作り、看護人ヲ付シ取扱法ヲ示シ帰宅ス。

全廿七日、現場ヘ行キ病状ヲ視察セシニ、前日ヨリ一層苦痛ヲ感スルト認メタルヲ以テ、医師ヲ呼ヒ服薬セシメ帰省セリ。

全廿八日午前七時死亡シタル旨看護人ヨリ通報ニ接シタルヲ以テ、現場ヘ出張、警察分署出張官吏ノ検視ヲ経テ死体引渡ニ相成、同日午後三時大字立野字撰侍墓地ヘ仮埋葬ノ手續ヲ了シタリ。其費用別紙計算書ノ通り

右之通りニ候也

明治三十九年十一月廿九日

書記 佐藤歌治

苅野村長 猪狩忠朋殿

「行き倒れ」発見の報を受けると、村役場から村長に命ぜられた書記が発見現場に向く。そこで「行き倒れ」人の状況を確認して、生存・会話可能であれば尋問が行われる。本件の行旅病人は67歳の高齢女性で、幼少時に知らぬ土地で父母と別れた孤独の身で、本籍もなく住所不定で乞食をしながら流浪を続けた結果、二日前から病気が進行し、歩行不能で食事も取らずにいたというのである。書記には、北方から来たと答えるだけであったという。ここでなされた「行旅病人救護」は、医師を呼んで応急手当を施し、人夫を雇って収容のための小屋を作り、看護人を付けて取扱法を指示するというものであった。救護にあたった役場書記は、一日おいて現場に再び出向いたが、病状が進行していたため再度医師を呼び薬を与えている。翌朝、付けておいた看護人から行旅病人が死んだとの知らせを受けて現場に出張し、警察官の検視を受けた後、死体を墓地に仮埋葬した上で、一連の救護費用計算書とともに村長に「取扱状況調」を提出している。

行旅病救護・行旅死亡人取扱経費の事例（救護地は福島県東白川郡石井村）

費用計算書

一 金拾壹円参拾八銭也 請求高

内訳

費目	個数	単価	合金	
診察料	二回	二五〇	五〇〇	診断二回分一回金二十五銭ツ、
診断書料	三枚	一〇〇	三〇〇	診断書三枚分一枚十銭ツ、
薬価	二十一日	八〇	一、六八〇	二月廿一日ヨリ三月十三日迄廿一日分一日金八銭ツ、
賄料	六十三	五〇	三、一五〇	二月廿一日ヨリ三月十三日迄廿一日間賄六十三回分一回金五銭ツ、
看護人給料	二十一	二〇	四、二〇〇	全二十一日間看護人一日金二十銭ツ、
埋葬料	一	一、五〇〇	一、五〇〇	埋葬諸器及人夫賃一切
墓標費	一	五〇	五〇	墓標一本金五銭

本件の場合、「行き倒れ」救護は21日間にわたったが、結局行旅病人は死去したので、埋葬・墓標に至るまでの救護費用を、【別表】に示した福島県の「行旅病人及行旅死亡人取扱細則」第十五条に従い、いずれも限度額上限の単価で請求している。

乞食をしながら木賃宿に止宿し、腰痛悪化で救護された高齢女性の場合
（救護地は福島県若松市）

〔一行判読不能〕

茨城県常陸国新治郡恋瀬村字

コヨ

七十二年

右行旅病者八、明治参拾九年旧三月下旬、国元ヲ单独ニテ出テ野州辺ヲ徘徊シ乞食ヲ為シ、全年六月頃当市〔若松市〕及ヒ近村ヲ回り人々ノ情ケヲ受ケ、毎夜木賃宿へ泊シ居リタレ共、五六日前ヨリ持病ノ腰痛ヲ発シ、夫レカ為メ病倒セシヲ御救護ヲ受ケント答フ。依テ本人親族等ノ有無ヲ尋問スニ左ノ如ク。

〔中略〕

問 親族等ハ如何。

答 夫ハ繁松ト申タレ共、今ヨリ三十九年前ニ死亡シ、実子女モ二三名アリシナレ共皆幼キ時ニ病死シ、十年前ニ土浦町ノ姓不明福之助ト申者ヲ養子トシ、全人ニ妻ヲモ其後貰ヒ受ケ、若夫婦ハ重モニ出稼ノミ致シ居リシ。

問 若夫婦ハ何業ヲ為セシヤ。

答 何ニト定マラス、土方及ヒ諸職工ノ手伝ヲ致シ居リマシタト考マス。

問 其若夫婦八国元ニ居ルヤ如何。

答 一昨年頃ヨリ生活困難ニナリ、種々心配シタレ共自活スルヲ得ス。夫レ為メ若夫婦八私ヘ無断テ三十九年二月頃家出シ、其後出行キヲ尋ネタレ共行衛知レズ。夫レ故尚更生活スルヲ得ス、終ニ私モ喰稼キノ為メ出テマシタ。

問 他ニ親族ナキヤ。

答 アリマセン。

右尋問ヲ遂ケ読聞セタルニ、相違ナキト答フルヲ以テ共ニ署名捺印ヲ為スナリ。

於若松市七日町 政記方

行旅病者 コヨ

本人無筆ニ付代筆ス

明治四十年一月二十九日

72 歳と高齢のこの女性は、前年の旧暦 3 月に国元茨城県を出て栃木県内を流浪し、前年 6 月頃から若松市に至り、近辺で施しを受けながら、毎晩木賃宿に泊まっていたが、持病の腰痛が悪化したところを救護されたという。本件の場合、「尋問」は木賃宿で行われたが、その目的は扶養義務者・家族を確認して行旅病人に関する情報を通知することにあった。

この女性の場合、39 年前に夫と死別、娘も全て亡くした後、土浦町の姓不詳の男子を養子とし、その後嫁を迎え、土方・諸職手伝いの出稼ぎをしていた若夫婦と 3 人で暮らしていた。1905 年頃から生活が困難になって若夫婦が無断で家出したので、同人も食を求めて出郷したというのである。この場合、「尋問調書」への署名は、本人が無筆であるため尋問者が代筆している。

騙されて故郷から連れ出された少年の事例（救護地は福島県信夫郡福島町）

尋問調書

〔本籍等〕宮城県登米郡佐沼町 番地、戸主平民米屋業 長男 庄太夫、十五歳テアリマス。

〔父母等〕父ハ久兵衛、母ハミエ、妹ミサヲ十歳、皆生存シテ居マス。

〔親族〕親族ハアリマシカ、訳リマセン。

〔隣家〕右隣ハ 市助、左隣ハ 文治ト申マス。家族数ハ訳リマセン。

〔家出〕本年一月十八日、東京ニ行ク積リニテ家ヲ出マシタ。

〔目的〕東京ノ人ニテ四十位ノ人カ私ノ村ニ参リ、東京ニ行キテ時計屋ニナレハ一月金貳拾円ツ、呉レルト云ハレ、町ノ内カラ七人其人ニ連レラレテ出キタノテアリシタカ、埼玉県北足立郡蕨町ニ連レテ行カレ、其町ノ農家ニテ氏名不詳ノ家ニ入レラレタカラ、逃テ参リマシタ。

〔両親は〕承知シテ依頼シタノテアリマス。

〔借金〕借リマセン。

〔罹病〕 昨夜ヨリ腹痛致シノテアリマス。

〔蕨より〕 着物ヲ蕨町ニテ三十銭ニ売り、其ノ金ノ有ル丈汽車ニ乗り、後八行ヒテ参リマシタ。

〔所持金〕 着衣ノ儘ニテ何も持マセン。

〔確認〕 相違アリマセン。

明治四十年一月三十一日午前十時、本人申立ニヨリ此ノ調書ヲ作ル。

この少年は、福島町内の道路に倒れていたところを救護されたのであるが、救護費用を請求した実家は赤貧で差し押さえるものすらない状況であったと別途報告されている。貧しい東北農村から青少年を甘言を弄して騙し集める者が、東京またはその周辺から来ているのである。本件の場合、東京で時計職人になれば1ヶ月20円の給金を得られるという誘いに乗って、両親の同意の上で同町内から7人一緒に出郷したが、埼玉県蕨町の農家に入れられたところで不審を抱いて逃げ出し、着衣を売って汽車に乗り、乗車券の尽きたところから歩いて来たという。実家のある宮城県登米郡佐沼町（現・迫町）までは、なお長い道程であった。

行旅病人扶養義務者から救護費用の支払いが不能であると嘆願してきた事例

（救護地は 福島県若松市）

歎願書

寄留地 栃木県那須郡川西町大字

原籍地 福島県若松市 町十番地

平民 金松

私妹ワキ儀、客年十一月中、原籍若松市内ニ於テ病倒、療費納付可致旨、本籍市役所ヨリ御照会ノ旨御示達相成承知候へ共、元来不動産ハ勿論借家ノ身ニシテ、赤貧ノ糸細キ生計罷在、然ルニ母義五六年ヨリ眼病ニ罹リ終ニ盲目トナリ、一兩年以前ヨリ昼夜ヲ問ハズ寢所ニ付キ居リ候次第、自分ハ看護ノ暇ヲ以テ日雇等ヲ業ト致シ、僅ニ得タル賃銭ヲ以テ母療養並ニ食費ニ充テ候始末ニテ、金穀ハ勿論衣類其他日用品ニ至ル迄貯へ等更ニ無之、朝夕ノ糊口モ不如意困難ノ次第ニ付、不得止先般不足中ノ家財売却之上、金壹円納入仕候。然ルニ又候納入可致旨、本籍市役所ヨリ御照会相成旨ヲ以テ、又候御示達相成恐入候へ共、前段ノ始末ニテ到底早速納入ノ道ナシ。何分恐入候へ共御免除被成下度此段願上候也。

明治三十九年二月五日

金松

福島県若松市長殿

【別表】に示したように、市町村役場は、行旅病人を救護し、行旅死亡人の取扱をなした場合は、当人の扶養義務者・家族に救護・取扱に要した費用を請求するのであるが（内務省令第七条、福島県訓令第九条）、これまで紹介した事例からも推察できるように、貧困の中で出郷・流浪し、その結果「行き倒れ」た者の扶養義務者・家族もまた貧困の中に在り、費用弁償の請求に応えることができない場合が少なくなかった。妹が若

松市内で「行き倒れ」で救護され、その費用を本籍地の若松市役所を通じて請求された兄が、貧窮に苦しむ事情を縷々述べて免除を嘆願している本件の場合、その端的な事例である。本件の場合、請求を受けた兄自身が、5、6年前に盲目となった母親の付添看護をしながらその合間に従事する日雇い仕事で辛うじて生計を立てているという状況であった。加えて、1905年の気候不順による凶作、1906年の霜害等によって生計が著しく困難になったため、「一定ノ住居ニ於テ糊口ノ途相立サル状況」となって、1906年5、6月月頃から「占ヲ業トシ是処彼処ト徘徊シ、五六十日間ヲ経テ八不凶帰宅シ、一兩日間在宅シテハ又家出、何処トナク徘徊」していると聞き及ぶ状況にあると別途報告されている。そのため、若松市役所の督促を受けて、止むなく家財を売り払って得た一元を納入したものの、更に督促を受けたため、「最早納入ノ道」がないとして免除を嘆願しているものである。

行旅死亡人の取扱事例（救護地は福島県双葉郡大堀村）

行旅死亡人取扱報告

- 一明治三十九年十二月廿四日午後六時頃、本村大字谷津田字宮林百八番地白簾神社境内二年齢五十年位ノ男倒レ居ルヲ全社神官松崎忠之ヲ発見シ、直チニ区長仲田源七ニ通知シ、人夫ヲ雇ヒ焚火ヲナシ食物ヲ与ヒ種々介抱ヲナシツ、住所氏名年齢等ヲ問ヒタルニ、別紙公告写肩書ノ通陳述セリ。一面医師ヲ迎ヒ応急手当中病勢革マリ、全日午後八時頃死亡シタルヲ以テ、番人ヲ付シ検視ノ手續ヲナシタリ。
- 一翌廿五日、検視ニ際シ当村書記松浦彦治ヲ派遣シ、屍体ノ引渡ヲ受ケシム。検視ハ全日午前十時ニ終リタルヲ以テ、全十一時三十分、本村大字谷津田共同墓地ニ仮埋葬ヲ了セリ。
- 一生前ノ自称ニ依リ、全月廿六日本人ノ在籍地ト思料スル村役場へ照会セシニ、明治四十年一月十日付ヲ以テ別紙写〔省略〕ノ如ク回答ニ接シタルヲ以テ、別紙ノ通り福島新聞ニ公告セリ。
- 一着衣ハ凡テ使用ニ堪ザル廢物ナリシヲ以テ、屍体ト共ニ埋没セリ。

明治四十年四月八日

双葉郡大堀村村長 星重蔵 印

公告写

自称 新潟県刈羽郡柏崎町在阿地谷村字清水番地不明

甚蔵

五十一年

人相

- 一 身幹五尺四寸位
- 一 色青キ方
- 一 頭髮白髪交リ
- 一 骨格能キ方
- 一 肉肥タル方
- 一 齒下右三枚欠ケ
- 一 顔長キ方

着衣

- | | | | |
|----------|----|--------|----|
| 一 襪褌半切襦袢 | 三枚 | 一 浅黄股引 | 壹枚 |
| 一 草鞋掛 | 壹足 | 一 三尺帯 | 壹条 |

所持品

- 一 ナシ

右ノ者、客年十二月廿四日、行旅中本村大字谷津田字宮林百八番地ニ於テ疾病ニ罹リ、応急手当中死亡ニ付、成規ニ依リ仮埋葬ヲナシ、本人自称セル元籍地ヘ照会候処、全人遺族ト認ムベキモノ無之旨回答相成候ニ付、心当ノ者八当村役場〔以下一行不明〕。

明治四十年一月廿七日

福島県双葉郡大堀村

神社境内に「行き倒れ」ていたのを発見した神官から区長に連絡が入り、救護とともに尋問を行ったが、医師を迎えにやっている間に病状が進行し、死去したものである。当人が救護中に申し立てた本籍地には「遺族ト認ムベキ者」がいなかったため、法規【別表】の福島県訓令第十条)に従って『福島新聞』に行旅死亡人公告を掲出したのである。

おわりに

以上、本稿第一節では、1899年3月27日に公布(7月1日施行)された「明治三十二年法律第九十三号 行旅病人及行旅死亡人取扱法」を根拠法として制定された、その運用規則・実施要項である「明治三十二年内務省令第二十三号 行旅病人行旅死亡人同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件」・「明治三十二年福島県訓令甲第四十六号 行旅病人及行旅死亡人取扱細則」を、関係条文を対照させて紹介した。そしてその上で、第二節では、実際の行旅病人救護・行旅死亡人取扱に関する史料を提示しつつ、「行き倒れ」の実態を検討した。自宅あるいは病院で、医療・看護・介護を受けながら自らの生命を全うすることができず、各地を流浪した末に「行き倒れ」た人々は、その極限とも言うべき状況からして、当然のことながら出郷から「行き倒れ」に至るまでの事情を具体的に書き残すことはできない。そのような中で、これまでの近現代史研究、社会学・社会福祉学研究では、『官報』の行旅死亡人公告や新聞報道に拠って、行旅病人・行旅死亡人の実態究明に迫ってきたのである。

本稿では、行旅病人の救護にあたった市町村役場吏員が、関係法規(前掲福島県訓令第一条)に基づいて作成した「尋問調書」等を史料として、「行き倒れ」た当人の肉声に拠って行旅病人・行旅死亡人を生み出す事情とその境遇を具体的に明らかにしようとしたものである。そこからは、貧困が貧困を生み、病がこれを増幅していく極限の様相が浮かび上がってくる。日本近現代史研究・近現代地域史研究に従事する筆者は、福島県行政文書に含まれるこの史料をもとに、日露戦後社会の構造と特質の究明を試みたいと考えている。

しかし、冒頭にも述べたように、本稿で紹介した行旅病人・行旅死亡人の諸事例は、

20世紀初頭の遠い過去の問題ではなく、それから100年余を経た、21世紀8年目の日本社会で、毎日のように生起している現実の問題であり、政治・行政と福祉・医療の課題なのである。『官報』の行旅死亡人公告の事実報道記事の向こう側に存在する、一人の人間の生命が「行き倒れ」という形で絶たれねばならなかった個々の事情と、それを「行き倒れ」という形で絶つことを余儀なくさせた政治的・経済的・社会的背景を考えることは、社会福祉学が取り組んできた問題そのものであったが、これを歴史学の課題としても受け止めていきたいと考えている。

【参考文献】

- 上畑恵宣 「なぜ『路上死』か、公的扶助は無力なのか 大阪市における行旅死亡人の語りかけるもの」 『同朋大学論叢』第80号、1999年
- 滝尾英二 「浮浪し、行き倒れた朝鮮のハンセン病患者たち」 『未来』No.389、1999年
- 竹永三男 「『行き倒れ』の近代史 明治政府・福島県の『行き倒れ』対応法制と日露戦後の福島県における『行き倒れ』事例の検討」 『部落問題研究』No.184、2008年3月刊行予定

(追記) 本稿は、竹永三男2008年とともに、平成18、19年度島根大学法文学部長裁量経費(研究部門)助成研究「『行旅病人・行旅死亡人』に関する歴史的研究」の成果の一部である。

【別表】行旅病人救護・行旅死亡人取扱の内務省令・福島県訓令対照表

<p>「明治三十二年内務省令第二十三号 行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依ル行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ関スル件」(1899年6月19日)</p>
<p>〔行旅病人に準ずる者〕 第一条 飢餓凍餒ニ迫リ歩行ニ堪ヘサル行旅者歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ妊婦産婦ニシテ手当ヲ要スルモ其ノ途ヲ有セサルモノ及行旅者又ハ住所居所ナク若ハ不明ナル者ニシテ引取者ナク警察官署ニ於テ救護ノ必要アリト認め引渡シタルモノハ行旅病人ニ準ス</p>
<p>〔行旅病人救護後の扶養義務者・家族への通知、所在地市町村長への通知の囑託〕 第二条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村長ハ遅滞ナク引取ヲ為スヘキ期間ヲ指定シ且被救護者ノ状況ヲ具ヘ扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ通知スヘシ其ノ引取ヲ為スヘキ必要ナキニ至リタル場合ニ於テハ前二通知ヲ為シタル扶養義務者若ハ家族ニ対シ直ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス 前項ノ通知ハ扶養義務者若ハ家族ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得 前項ノ囑託ヲ受ケタル市町村長ハ遅滞ナク扶養義務者若ハ家族ニ通知スヘシ</p>
<p>〔扶養義務者・家族の行旅病人引取〕 第三条 被救護者ノ引取ヲ為スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ハ其ノ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ルヘシ 疾病ノ状況其ノ他特別ノ事故ニ依リ指定ノ期間内ニ被救護者ヲ引取ルコトヲ得サル事情アルトキハ被救護者又ハ其ノ引取ヲ為スヘキ者ノ請求ニ依リ市町村長ニ於テ相当ノ期間ヲ指定シ留置救護ヲ為スコトヲ得其ノ請求ナキ場合ト雖市町村長ニ於テ必要ト認めルトキ亦同シ 〔留置救護不要行旅病人の扶養義務者・家族への送還〕 第四条 被救護者ノ引取ヲ為スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニシテ指定ノ期間内ニ引取ヲ為ササルトキ又ハ留置救護ノ請求ヲ為スモ相当ノ事故アリト認め難キトキ又ハ市町村長ニ於テ留置救護ヲ為スノ必要ナシト認めタルトキハ引取ヲ為スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ送還スルコトヲ得</p>
<p>〔引取者なき行旅病人の指定公共団体(府県)への通知と指定公共団体による引取〕 第五条 被救護者ノ扶養義務者若ハ家族ナキトキ又ハ分明ナラサルトキ其ノ他被救護者ノ引取ヲ為ス者ナキトキハ市町村長ハ被救護者ノ状況ヲ具ヘ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条ノ公共団体ニ其ノ引取ヲ為スヘキコトヲ通知スヘシ 前項ノ通知ヲ受ケタル公共団体ハ遅滞ナク被救護者ヲ引取ルヘシ</p>
<p>〔行旅病人の救護の委託とその費用弁償〕 第六条 行旅病人及其ノ同伴者ノ救護ハ之ヲ救護スルニ適當ナル公私ノ施設又ハ私人ニ委託スルコトヲ得但シ救護ノ資料及費用ヲ要スルモノニ在テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ資料及費用ヲ支弁スルコトヲ要ス</p>

<p>「明治三十二年福島県訓令甲第四十六号 行旅病人及行旅死亡人取扱細則」(1899年7月1日)</p>
<p>〔尋問調書記載事項〕</p> <p>第一条 市町村長ニ於テ取扱法第二条ニ抛リ救護ヲ為シタルトキハ左ノ事項ヲ尋問シ其調書ヲ作ルヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、本籍府県都市町村大字字番地 二、住所又ハ居所府県都市町村大字字番地 三、族籍氏名年齢職業 四、父母ノ氏名及生存ノ有無 五、扶養義務者及家族ノ住所又ハ居所氏名職業 六、隣家戸主又ハ家族ノ氏名職業 七、家出ノ年月日及原因 八、家出後徘徊ノ地名及生活就業ノ概要 九、家出後加速親族ト相互ニ音信ノ有無並最近音信シタル時日並其氏名 十、疾病輕快後行先ノ地名及目的 十一、発病ノ前日通過ノ地名及発病ノ状況 十二、所持金及所持品ノ有無 十三、以上ノ外調査上参考トナルヘキ事項 <p>被救護者ノ申立虚偽ト認ムルトキハ便宜警察官ニ託シ取調ヲ求ムルコトヲ得</p>
<p>〔行旅病人救護後の扶養義務者・家族への通知及び所在地市町村長への通知囑託の際の記載事項〕</p> <p>第二条 省令第二条ニ抛リ通知又ハ囑託ヲ為スヘキ書面ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、被救護者ノ住所族籍氏名年齢職業 二、救護ノ顛末 三、被救護者ノ現況 四、被救護者ヲ引取ルヘキ期間 五、被救護者ヲ引取ルヘキ扶養義務者及家族ノ住所氏名(市町村長ニ囑託シタル場合) <p>〔被囑託市町村長による扶養義務者・家族への通知及び救護地市町村長への回報〕</p> <p>第三条 省令第二条第二項ニ抛リ囑託ヲ受ケタル市町村長、囑託書ノ写ヲ添ヘ速ニ扶養義務者又ハ家族ニ通知シ其時日ヲ救護地市町村長ニ回報スヘシ扶養義務者又ハ家族分明ナラス若クハ分明ナルモ通知ヲ為シ難キ場合ハ其事由ヲ救護地市町村長ニ回報スヘシ</p>
<p>〔引取手続・留置救護請求なき場合の福島県庁への具申〕</p> <p>第四条 省令第二条ニ抛リ通知シタル期間後五日ヲ過クルモ尚引取ノ手続ヲ為サス又ハ留置救護ノ請求ナキトキハ其顛末ヲ当庁ニ具申スヘシ</p>
<p>〔引取者なき行旅病人の指定公共団体(府県)への具申とその際の添付書類〕</p> <p>第五条 省令第五条ニ抛リ府県ニ通知スル場合ニ於テ他府県ニ係ルモノハ直ニ其府県庁ニ本県ニ係ルモノハ当庁ニ左ノ書類ノ写ヲ添ヘ具申スヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、第一条尋問調書ノ写 二、第二条第三条往復書類ノ写
<p>〔福島県において引取る行旅病人の救護地市町村長での継続救護〕</p> <p>第六条 本県ニ於テ引取ルヘキ行旅病人ニ就テハ当庁ノ指揮ニ抛リ其市町村長ニ於テ引続救護ヲ為スヘシ</p> <p>但救護ヲ止メタルトキハ其時日ヲ報告スヘシ</p> <p>〔前条救護費用請求期日〕</p> <p>第七条 前条救護ノ費用ハ其月分翌月五日限り第九条ノ費用予算書及医師ノ診断書ヲ添ヘ請求スヘシ但救護ヲ止メタルモノハ直ニ請求スヘシ</p> <p>〔行旅病人輕快時の救護停止〕</p> <p>第八条 取扱法第二条ニ抛リ救護ヲ加ヘタル者病氣輕快ニ至ル時ハ直ニ救護ヲ止ムヘシ</p>

<p>「明治三十二年内務省令第二十三号」(続)</p>
<p>〔 救護費用の弁償請求 〕</p> <p>第七条 救護ニ要シタル費用ノ弁償ヲ被救護者若ハ扶養義務者ニ請求スルトキハ計算書ヲ添ヘ且弁償ヲ為スヘキ期間ヲ指定スヘシ 前項ノ請求ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ其ノ費用ヲ弁償スヘシ</p> <p>〔 弁償不能救護費用の指定公共団体への請求と弁償 〕</p> <p>第八条 被救護者ヨリ救護費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ市町村長ハ其ノ計算書ヲ添ヘ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条ノ公共団体ニ費用ノ弁償ヲ請求スヘシ 前項ノ請求ヲ受ケタル公共団体ハ遅滞ナク其ノ費用ヲ弁償スヘシ</p>
<p>〔 行旅病人・行旅死亡人情報の掲示 〕</p> <p>第九条 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条ニ依リ公署ノ掲示場ニ告示スルトキハ三十日以上之ヲ掲示スヘシ</p>
<p>〔 行旅死亡人の相続人・扶養義務者・家族への通知 〕</p> <p>第十条 行旅死亡人ニ関シ相続人又ハ扶養義務者若ハ家族ニ通知スルトキハ死亡人ノ状況相貌其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ通知スヘシ</p>
<p>〔 行旅死亡人取扱費用の相続人・扶養義務者への請求 〕</p> <p>第十一条 行旅死亡人ノ相続人及其ノ扶養義務者ニ対シ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ請求スルトキハ第七条ノ規定ヲ準用ス</p>
<p>〔 行旅死亡人の遺留金等による取扱費用の弁償 〕</p> <p>第十二条 行旅死亡人取扱費用ニ付其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充ツルモ仍足ラサル場合ニ於テ相続人及扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ最初ニ公告ヲ為シタル日ヨリ起算シ六十日ヲ経過シタル後行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツヘシ仍足ラサルトキハ行旅病人及行旅死亡人取扱法第十三条ノ公共団体ニ対シ計算書ヲ添ヘ之ヲ請求スヘシ 第八条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条ノ公告ヲ為ササリシモノ及公告後相続人若ハ扶養義務者ノ知レタルモノニ付テハ費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ直ニ前項遺留物品ヲ売却スルコトヲ得</p>
<p>〔 行旅死亡人遺留物件の売却 〕</p> <p>第十三条 行旅死亡人ノ遺留物件ヲ売却スルトキハ費用ノ弁償額ニ達スルマテヲ限度トシ其ノ価格アル物件ヲ競売スヘシ 有価証券及見積価格十円未満ノ物件ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ競売ニ付セスシテ処分スルコトヲ得</p>
<p>〔 行旅病人・同伴者救護、行旅死亡人取扱費用の市町村費による繰替可能費目 〕</p> <p>第十四条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関シ市町村費ヲ以テ繰替フヘキ費用ハ左ノ種目トス</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 医師診察料手術料旅費日当及診断書料 二 薬価及療養ニ関スル必要品費 三 食料 四 看護人及番人費 五 被服寝具料 六 病人死亡人ノ為特ニ要スル薪炭油費 七 入院料借家料小屋掛料 八 護送及運搬ニ関スル諸費 九 死体検案料及検案書料 十 仮土葬及火葬ニ関スル諸費 十一 墓標費 十二 公告料 <p>前項ノ外特ニ要スル費用及費用ノ限度並ニ之ニ関シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム</p>

「明治三十二年福島県訓令甲第四十六号」(続)

〔救護費用請求書に添付すべき費用計算書〕

第九条 省令第七条及第八条二抛り費用請求書二添付スヘキ計算書ハ左ノ例ニ抛ルヘシ

費用計算書〔朱書〕

一 金 請求書

外
金
金

所持金

所持品売却代金

費目	個数	単価	合金	摘要
計		円	円	
合計				

〔住所・氏名等不明行旅死亡人の新聞等での公告〕

第十条 取扱法第九条二抛り新聞公告スルトキハ福島町ニ於テ発行スル福島民報、福島新聞、福島民友新聞ニ一日間掲出スヘシ

但シ官報並ニ他ノ新聞ニ公告スル必要アリト認ムルトキハ当庁ノ許可ヲ受ケ施行スヘシ

〔行旅死亡人の相続人・扶養義務者・家族への通知に記載すべき事項〕

第十一条 省令第十条二抛り相続人又ハ扶養義務者若シクハ家族ニ通知スルトキハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、住所族籍氏名年齢職業及之ヲ認メタル事由
- 二、死亡人ノ状況相貌
- 三、死体発見日時場所及仮土葬又ハ火葬ノ名地並取扱ノ顛末
- 四、死体検案要旨
- 五、遺留物件ノ種類及数量

〔行旅死亡人の相続人・扶養義務者への取扱費用請求書に記載する計算書〕

第十二条 省令第十一条ノ計算書ハ第九条ノ例ニ依ル

〔行旅死亡人の遺留金等による取扱費用の弁償不足額請求時の添付書類〕

第十三条 省令第十二条一項ニ依リ費用ヲ府県庁ニ請求スルトキハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一、第九条ノ例ニ依レル費用計算書
- 二、死亡人取扱ノ顛末調但病人トシテ救護中ノ費用ヲモ併テ請求スルモノハ第五条ノ書類トモ
- 三、公告文写
- 四、関係者ト往復シタルトキハ其往復書類ノ写

〔行旅死亡人の遺留有価証券の競売によらない売却時の福島県庁への許可申請等〕

第十四条 省令第十三条ニ依リ有価証券ヲ売却スルニ際リ競売ニ付スルノ必要ヲ認メサルトキハ其理由及種類額面金額ヲ記載シ当庁ノ許可ヲ受ケヘシ

見積額拾円未満ノ物件ニシテ競売ヲ必要ト認メサルトキハ随意契約ヲ以テ売却スルコトヲ得遺留物件ヲ競売ニ付シタルトキハ売却調書ヲ作り市町村長並買受人之ニ署名シ入札書類ト共ニ保存スヘシ

〔行旅病人・同伴者救護、行旅死亡人取扱費用の限度額〕

第十五条 行旅病人行旅死亡人及其同伴者ヲ救護又ハ取扱フヘキ費用ハ左ノ限度ニ依ルヘシ

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 一 医師診察料 | 一回二十五銭以内 |
| 二 同手術料 | 一回二十五銭以内 |
| 三 同診断書料 | 一通拾銭以内 |
| 四 薬価 | 一回八銭以内 |
| 五 食料 | 一賄五銭以内 |
| 六 看護人給 | 一昼夜一人但シ廿銭以内 |
| 七 番人給 | 一昼夜各二人以内但一人ニ付昼式拾銭以内夜参拾銭以内 |
| 八 病人死亡人ノ為特ニ要スル薪炭油費 | 一日式銭以内 |
| 九 小屋掛料 | 人夫諸式一式壹円以内 |
| 十 借家料 | 一ヶ月参拾銭以内 |
| 十一 運搬費 | 式拾銭以内 |
| 十二 土葬又ハ火葬費 | 葬具及人夫一式壹円五拾銭以内 |
| 十三 墓標費 | 五銭以内 |

〔前条限度額超過時及び指定費目支出時の福島県庁への許可申請〕

第十六条 前条ノ限度ヲ超ユルトキ又ハ左ノ費用ノ支出ヲ要スルトキハ当庁ノ許可ヲ受ケヘシ

- 一 医師旅費日当

「明治三十二年内務省令第二十三号」(続)

〔船車内での行旅病人・行旅死亡人とその所有物件・遺留物件の取扱〕

第十五条 船舶又ハ汽車内ノ行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並ニ其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外最初ノ著船地又ハ停車地ヲ指定スルコトヲ得

〔省令中の市町村長及び市町村の準用〕

第十六条 本令ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市ニ於テハ区长ニ、市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ、市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ準用ス

出典：『法令全書』

注 内務省令・福島県訓令とも、条文ごとにその規定内容を〔 〕内に記した。

「明治三十二年福島県訓令甲第四十六号」(続)
二 被服寝具料 三 療養ニ関スル必要品費 四 入院料 五 護送費 六 死体検案料同検案書料 七 本条各号ノ外殊ニ要スル費用
附則 〔本細則中の「取扱法」「省令」〕 第十七条 本則ニ於テ取扱法ト称スルハ明治三十二年法律第九十三号行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ指シ省令ト称スルハ明治三十二年内務省令第二十三号ヲ指ス 〔施行日〕 第十八条 本則ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス 〔明治三十二年三月訓令甲第十八号の廃止〕 第十九条 明治三十二年三月訓令甲第十八号ハ本則施行ノ日ヨリ廃止ス 〔福島県庁への費用請求書式〕 第二十条 省令第八条及第十二条并本則第七条ニ依リ費用ヲ本県ニ請求スルトキハ左ノ書式ニ依ルヘシ 書式 請求書 一金 是ハ行旅病人(死亡人)何ノ誰(姓名不詳男「女」一人)取扱費御渡有之度候也 明治 年 月 日 市町村長 氏名 印 福島県知事宛
出典：秋田県立公文書館所蔵『各府県行旅病人死亡人取扱手続』第一部地方課